

# 令和5年度 千代田区一般廃棄物処理実施計画

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年千代田区条例第30号）第29条及び千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年千代田区規則第38号）第18条の規定に基づき、令和5年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり定める。

令和5年4月1日

千代田区長 樋口高顕

## 1 施行区域

千代田区の存する区域

## 2 一般廃棄物の年間の処理量見込み

### (1) ごみ

61,518 トン

### (2) 資源

89,736 トン

### (3) し尿、浄化槽汚泥等

2,769 トン

### (4) 動物死体

発生の都度、処理する。

## 3 一般廃棄物の減量・リサイクルの方策に関する事項

### (1) 生産、流通、販売、消費の各段階での発生抑制策の促進

- 区自らが、ごみとなるものの発生をできる限り抑制するとともに、生産事業者に対し、製品等の減量化や長期間使用できるものの生産を求めている。
- 販売・流通事業者に対し、梱包・包装材の減量化を働きかけるとともに、消費者に対し、小型・軽量化された商品や長期間使用可能な商品の選択を促進する。
- 千代田エコシステム（CES）<sup>（注1）</sup>を推進して、区民及び区内事業者の環境配慮活動の取り組みを進める。

（注1）千代田エコシステム・・・千代田区が独自に構築した環境配慮行動の仕組み。千代田区に住み、働き、学び、訪れるすべての人が参加することができる。

### (2) 資源回収事業の実施

- 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他の紙類、びん、缶、及びペットボトルを、資源・ごみ集積所（週1回、資源の日）で回収する。また、区施設での拠点回収を実施する。
- プラスチック製容器包装（食品用発泡スチロールトレイを含む）、及びプラスチック製品全般を、資源・ごみ集積所（週1回、プラスチックの日）で回収する。
- 乾電池、蛍光管を、資源・ごみ集積所（週1回、蛍光管等の日）で回収する。また、古布、乾電池、廃食用油、蛍光管、使用済みインクカートリッジ、使用済小型家電を、区施設での拠点回収を実施する。
- 有価物集団回収事業を支援する。

### (3) 生ごみの減量対策

- 家庭から排出される生ごみの減量化を促進するため、区民が家庭用の生ごみ処理機を購入した場合、1世帯で1台に限り、購入費の一部を助成する。

### (4) 中小事業所・商店街のリサイクルの促進

- 中小事業所や商店街のリサイクルを促進するため、側面的支援を行う。
- 中小事業所におけるオフィス古紙等の共同回収事業（ちよだエコ・オフィス町内会）を支援する。
- 資源・ごみ集積所での資源やプラスチックの回収時に、中小事業所や商店街から排出される資源ごみも受け入れ、ごみ減量・リサイクルの徹底を図る。

### (5) 事業用大規模建築物に対する立入指導の推進と優良建築物の顕彰の実施

- 事業用大規模建築物（対象：事業用途に供する面積が1,000㎡以上の建築物）に対する立入指導を実施し、事業系廃棄物の減量・リサイクル及び適正排出を促進する。
- 廃棄物管理責任者等に対する講習会を実施し、事業系廃棄物の減量・リサイクル及び適正排出を促進する。講習には、eラーニング方式も導入する。
- 優良建築物に対する表彰制度を活用し、ごみ減量・リサイクル意識の高揚を図る。

### (6) 拡大生産者責任の促進

- 各リサイクル関係法における拡大生産者責任が確実に果たされるよう、普及啓発及び支援を行う。
- 各リサイクル関係法に基づく製造事業者等の回収・再資源化を促進するため、必要な措置を講じていく。

### (7) 再生品の普及

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第百号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を参考に、区自らが再生品の利用拡大に努めるとともに、再生品の利用促進を図る。

### (8) 区自らのごみ減量・リサイクルの推進

- 区の全施設で、ごみとなるものの発生をできる限り抑制するとともに、発生したごみの分別とリサイクル、再生品利用を推進する。
- 区施設（本庁舎、区立小学校・中学校、保育園・こども園、一番町特別養護老人ホーム等）から排出される生ごみのリサイクルを実施する。
- ごみの発生抑制（リデュース）を推進するため、区職員は、自分の箸・買い物袋・水筒を所持し、昼食時等から発生する割箸・レジ袋・飲料用容器の削減（ランチエコ）に努める。

### (9) 収集・運搬事業の充実

- 区民サービス向上のため、土曜日、祝日を含め、年間310日の収集作業を実施する。
- 一層の資源回収の徹底や区民サービスの向上を目指し、ごみ収集と資源回収の効率的で一体的な運営を目指す。
- 高齢者のみまたは障害者のみの世帯を対象に行っているふれあい収集<sup>(注2)</sup>において、希望者への声かけを行うなど、高齢者等の安否確認と連携したサービスを実施する。
- 資源やごみの分別、排出の方法について、ふれあい指導<sup>(注3)</sup>やパンフレット等で周知を徹底する。

(注2) ふれあい収集・・・高齢者や障害者等自力で持ち出すことが困難な世帯のごみや粗大ごみ等を、職員が室内から運び出して収集すること。

(注3) ふれあい指導・・・職員が排出者と直接対話することにより、排出者に廃棄物に対する理解と協力を求めることを目的とした指導のこと。  
集積所の改善指導、不法投棄対策、大規模建築物の指導等を実施。

#### (10) リサイクル施設の活用

- 資源の回収拠点として、ストックヤード等を活用していく。
- 区民のリサイクル活動の場として設置した「リサイクルセンター鎌倉橋」の利用促進を図り、再生した放置自転車や使用できる粗大ごみの展示・販売を行う。

#### (11) フリーマーケットの支援

- 区民が自主的に開催するフリーマーケットを支援する。

#### (12) 区民・事業者・行政のパートナーシップの確立

- 「一般廃棄物減量等推進審議会」において、ごみ減量・リサイクル施策の基本的事項や重要事項の検討を行う。
- 「千代田みらいくる会議」（区民会議）において、区民、事業者及び区が共同して一般廃棄物の減量及び処理に関する施策を検討する。
- インターネット等を活用して区民、事業者の意見、要望等を収集し、施策に反映していく。

#### (13) 普及啓発と環境学習の促進

- 区民及び事業者と共同して、「資源循環型都市千代田」の構築に向け、普及啓発活動を推進する。
- 様々な広報媒体や職員・ボランティアで行う「出前講座」を通じ、ごみの現状等の清掃リサイクル情報を公開・提供する。
- 区内で町会や事業者等が開催するイベントに、再使用可能な皿、どんぶり、カップ（大・小）、箸の5品目を無料で貸与し、紙コップ等の使い捨て容器の減量化等を図るとともに、貸与先には、デポジットシステム<sup>(注4)</sup>の実施について提案していく。  
(注4) デポジットシステム・・・製品本来の価格に預り金（デポジット）を上乗せして販売し、使用後の容器等が所定の場所に戻された際に預り金を返却することにより、その容器等の回収を促進するシステム
- 区内のイベントや祭り等で、来訪者にごみ・資源の正しい分け方・出し方等を説明・指導することにより、イベントごみの減量化を図るとともに、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を推進する。

#### 4 千代田区が収集・運搬又は処分する一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別紙のとおり

#### 5 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の許可に関しては、「一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」に定める。

## (1) ゴミ・資源

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	
千代田区収集ゴミ・資源 20,193 ト	燃やすゴミ	14,281 ト 日量 46.1 ト  うち家庭廃棄物 8,183 ト	千代田区 全 域	千代田区が資源・ゴミ集積所で原則として週2回収集する。	車両による。	焼却等の中間処理 <sup>(注1)</sup> をした後、埋め立て処分する <sup>(注2)</sup> 。	燃やすゴミ <sup>*1</sup> と燃やさないゴミ <sup>*2</sup> とに分別し、あらかじめ定められた資源・ゴミ集積所へ、それぞれの収集日時に、規則第20条に定める基準に適合した容器又は袋に収納して持ち出すこと。 ※1 燃やすゴミ…厨芥類、繊維くず、草木、資源回収を実施していない紙くず・廃プラスチック類・ゴム類、皮革類等 ※2 燃やさないゴミ…ガラスくず、陶磁器くず、金属くず、家電リサイクル法対象品目及び粗大ゴミ品目に該当しない小型家庭電化製品等の複合物等。  事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物 <sup>(注3)</sup> を千代田区が収集する場合、条例第33条の規定により「千代田区有料ゴミ処理券」を貼付して排出すること。
	燃やさないゴミ	606 ト 日量 2.1 ト  うち家庭廃棄物 342 ト		千代田区が資源・ゴミ集積所で原則として月2回収集する。	車両及び船舶による。	原則として、破砕等の中間処理をした後、埋め立て処分する。	条例第34条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。  不要となった密閉形蓄電池については、区は収集しないので、製造事業者等が適正に回収・リサイクルできるよう、定められた排出方法等に従うこと。
	粗大ゴミ	618 ト 日量 2 ト		区民の申告に基づき千代田区が概ね週1回収集する。	車両による。	粗大ゴミ受付センターに申告し、条例第32条の規定により、「千代田区有料粗大ゴミ処理券」を貼付して、指定日に自宅玄関前等に排出すること。  ただし、これによりがたい場合は、区長の指示に従うこと。 粗大ゴミに含まれるポリクロロネイテッドビフェニル(PCB)等の有害物は、除去すること。 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象となる、不要となった①エアコンディショナー、②テレビジョン受信機(ブラウン管式テレビ、薄型テレビ(液晶・プラズマ式))、③電気冷蔵庫・電気冷凍庫、④電気洗濯機・衣類乾燥機については、区は収集しないので、製造事業者等が適正に回収・リサイクルできるよう、定められた排出方法等に従うこと。  資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)の対象となる不要となったパソコンについては、区は収集しないので、製造事業者等が適正に回収・リサイクルできるよう、定められた排出方法等に従うこと。	
	資源 (再利用を目的として分別収集するものである。)	4,688 ト 日量 15.1 ト		古紙、飲食用びん・缶  千代田区が資源・ゴミ集積所で原則として週1回回収する。 また、家庭から排出されたものについては、千代田区が設置した拠点でも回収する。	資源化施設において、再生利用可能な資源として処分する。	古紙は、新聞(折込広告を含む)、雑誌、段ボール、紙パック(飲料用)ごとにひも等で束ね排出すること。紙パックは、洗浄・乾燥後、はさみ等で切り開き、ひも等で束ね排出すること。その他の紙類は、規則第20条に定める基準に適合した袋に入れて排出すること。資源・ゴミ集積所では資源回収日に排出し、拠点に排出する場合は、専用ボックスに排出すること。 事業系については、条例第33条の規定により、「千代田区有料ゴミ処理券」を貼付して資源・ゴミ集積所に排出すること。  飲食用びん・缶は、洗浄し、指定されたコンテナに分別し、排出すること。 事業系については、種類ごとに規則第20条に定める基準に適合した袋に入れ、条例第33条の規定により、「千代田区有料ゴミ処理券」を貼付して資源・ゴミ集積所に排出すること。	

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法
				<p>ペットボトル</p> <p>千代田区が資源・ごみ集積所で原則として週1回収する。 また、家庭から排出されたものについては、千代田区が設置した拠点でも回収する。</p>		<p>資源・ごみ集積所回収では、キャップやラベルを外し、洗浄及び簡易な圧縮をしたうえで、資源回収日に、資源・ごみ集積所に設置した専用の網袋に排出すること。 事業系については、規則第20条に定める基準に適合した袋に入れ、条例第33条の規定により、「千代田区有料ごみ処理券」を貼付して排出すること。</p> <p>拠点回収では、キャップやラベルを外し、洗浄及び簡易な圧縮をしたうえで、区の回収拠点に設置する専用ボックスに排出すること。ただし、事業活動に伴い排出されたものは、事業者が自己処理責任に基づき処理すること。</p>
				<p>プラスチック（プラスチック製容器包装、製品プラスチック）</p> <p>千代田区が資源・ごみ集積所で原則として週1回収する。</p>		<p>中身を除き、洗浄し、資源・ごみ集積所に、規則第20条に定める基準に適合した袋に入れ、専用の回収日に排出すること。 事業系については、条例第33条の規定により、「千代田区有料ごみ処理券」を貼付して排出すること。</p>
				<p>乾電池・蛍光灯・スプレー缶・ライター</p> <p>千代田区が資源・ごみ集積所で原則として月2回収する。 また、乾電池・蛍光灯は、家庭から排出されたものについて、千代田区が設置した拠点でも回収する。</p>		<p>資源・ごみ集積所では、袋に「キケン」と表示して、蛍光灯等の日に排出すること。 事業系については、規則第20条に定める基準に適合した袋に入れ、条例第33条の規定により、「千代田区有料ごみ処理券」を貼付して排出すること。</p> <p>乾電池・蛍光灯についてのみ、拠点回収では所定の回収ボックスに排出すること。ただし、事業活動に伴い排出されたものは、事業者が自己責任に基づき処理すること。</p>
				<p>古布・廃食用油・使用済みインクカートリッジ・使用済小型家電</p> <p>千代田区が設置した拠点で、家庭から排出されたものを回収する。</p>		<p>古布は、折りたたみ、紐等で束ねて排出すること。 使用済みインクカートリッジは、所定の回収ボックスに排出すること。 廃食用油は、中身の見える蓋付容器に入れ、そのまま回収ボックスに排出すること。 使用済小型家電は、回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る大きさの物を対象とし、これより大きい物は粗大ごみとして適切に排出すること。</p> <p>事業活動に伴い排出されたものは、事業者が自己処理責任に基づき処理すること。</p>
転居廃棄物 10ト	転居の際、家庭から排出され、排出者から引越荷物運送業者が処分について委任を受けた、粗大ごみ形状の廃棄物	10ト		<p>①引越荷物運送業者が、当該業者の保管場所まで運送する。</p> <p>②引越荷物運送業者が、許可を有する一般廃棄物収集運搬業者に委託し、東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設に搬入する。</p>	<p>①引越荷物運送業者の車両で行う。</p> <p>②一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた者の車両で行う。</p>	<p>原則として、中間処理した後、埋め立て処分する。</p> <p>排出者は、転居廃棄物については、極力居住する市町村に処理の依頼をすること。</p> <p>引越荷物運送業者は、極力、転居廃棄物について、排出者が居住する市町村に処理の依頼をするよう指導し、やむを得ず処分を受任する場合は、粗大ごみ形状の廃棄物に限るとともに最小限とすること。</p> <p>引越荷物運送業者は、転居廃棄物を適正に運搬し、保管倉庫に保管すること。</p> <p>引越荷物運送業者より収集運搬の委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、千代田清掃事務所及び東京二十三区清掃一部事務組合の指示に従い、適正に収集運搬を行うこと。</p>
持込ごみ 46,003ト	可燃ごみ  不燃ごみ	44,094ト 日量 121.8ト  1,909ト 日量 5.3ト		<p>事業者が自ら又は一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた者に委託し行う。</p>	<p>事業者又は一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた者の車両で行う。</p>	<p>事業者が自らの責任で処分するもののほかは、原則として、中間処理した後、埋立処分する。</p> <p>事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合の管理する施設を利用して処分する場合は、可燃ごみと不燃ごみに分別するなど、千代田区の指示に従うこと。</p> <p>条例第34条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。</p>

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	
自主回収による資源 84,918 ト	有価物集団回収による古紙等	1,078 ト		町会等の実践団体が自主的に行う。	実践団体が自主的に行う。	実践団体が再生利用が可能な資源として資源取扱業者等に売却するなどして処分する。	実践団体は、適切な分別を行うとともに、団体活動を継続的かつ活発に行うため、地域の実情に応じた創意工夫に努めること。
	ちよだエコ・オフィス町内会による事業系古紙	376 ト		中小事業系古紙について、ちよだエコ・オフィス町内会が参加事業所から、定期的に又は随時回収する。	ちよだエコ・オフィス町内会が回収する。	ちよだエコ・オフィス町内会が再生利用が可能な資源として資源取扱業者等に売却するなどして処分する。	参加事業所は、オフィス古紙の発生を抑制するとともに、定められたルールに従い適切な分別排出に努めること。
	事業用大規模建築物 <sup>(注4)</sup> における古紙、びん・缶、ペットボトル等	83,464 ト		事業用大規模建築物の所有者・テナント等が、民間ルートを活用し自主的に行う。	所有者等が自ら又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者の車両で行う。	事業用大規模建築物の所有者等が再生利用が可能な資源として資源取扱業者等に委託するなどして処分する。	事業用大規模建築物の所有者及び事業所は、ごみの発生を抑制するとともに、定められたルールに従い適切な分別排出に努めること。
区施設から排出される生ごみ 130 ト	生ごみ	130 ト	区本庁舎、区立小・中学校、保育園・こども園、一番町特別養護老人ホーム等	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に委託し行う。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に委託し行う。	一般廃棄物処分業の許可を受けた処理工場で、生ごみを飼料化または堆肥化する。	

備 考

(注1) 中間処理 … 23区で設置する東京二十三区清掃一部事務組合で共同処理する。

(注2) 最終処分 … 東京都が設置、管理する最終処分場を特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合が共同使用し、埋立処分する。

(注3)

- ・区長は、家庭廃棄物の処理に支障がない範囲で、事業系一般廃棄物の処理を行う。
- ・区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲で、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理を行う。
- ・一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号で定められた産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず（廃油等の付着しているものを除く）、廃プラスチック（原則としてプラスチックの製造、加工業から排出されるものを除く）で、常時使用する従業員数が20人以下又は1事業所当たりの平均排出日量が50キログラム未満の規模の事業所から排出されたものをいう。

(注4) 事業用大規模建築物 … 事業用途に供する面積が1,000㎡以上の建築物をいう。

## (2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルビット汚泥	2,540 トン 日量 7.0 トン	千代田区 全 域	事業者が自ら又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に委託し行う。	事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者の車両で行う。	事業者が自ら又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者に委託し処分する。	便槽内等に布切れその他の異物を投入しないこと。 汲み取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥及びディスポーザー汚泥	229 トン 日量 0.6 トン	千代田区 全 域	事業者が自ら又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に委託し行う。	事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者の車両で行う。	事業者が自ら又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者に委託し処分する。	汚泥処理槽等に布切れその他の異物を投入しないこと。

## 備 考

家庭系し尿の処理量は、0トンである。

## (3) 動物死体

区分	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	
動物死体	発生の都度、処理する。	千代田区 全 域	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により千代田区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、千代田区の車両で行う。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により千代田区が火葬により処分する。	千代田区に収集を依頼する場合は、規則第23条に定める動物死体届出書により、清掃事務所長へ申告すること。 収集・運搬及び処分に困難を生じないよう千代田区の指示に従うこと。